

地域金融機関と地方公共団体

指定金融機関業務の変化

〔要 旨〕

- 1 近年、地方公共団体（以下「地公体」）と地域金融機関の関係が変化し始めている。従来、指定金融機関となった地域金融機関は、地公体を自らのイメージや信用力を維持し高めるための取引相手として重要視し、他の顧客には無い、手数料無料の収納や支払、全額金融機関側のコスト負担での派出などの特典を提供していた。しかし、地公体や金融機関双方を取り巻く経済金融環境が変化するなかで、取引の見直しが始まっている。
- 2 地公体はペイオフ対策として預金保護のために、取引金融機関の財務経営内容のチェックを強化し、また一方で苦しい財政状況から、より効率的な資金調達運用への取組みが始まっている。金融機関側も高コストな経営体質の改善が急務となり、収益向上のために地公体取引も例外なく取引コストの軽減が大きな課題となっている。このため、従来地公体との役務取引は、そのほとんどが指定金融機関等の地域金融機関の負担で行われていたが、有料化を働きかける地方銀行等の取組みが顕著に見られるようになった。
- 3 地公体との資金取引を量的側面から本稿後半部で紹介した。地公体への貸出金残高は、年々どの業態も増加している。貸出金残高の増大は、財政悪化の背景から地公体の借入が増えた点と、ペイオフ対策による公金預金保護の立場から、地公体が地方債を証券から公金預金と相殺しやすい証書へシフトさせたことが要因と考えられる。同様に、公金預金の減少も財政悪化による取り崩しとペイオフ対策のための運用の多様化（債券投資へのシフトや複数機関への分散）が指摘でき、財政悪化とペイオフ対策により貸出金残高と公金預金残高の接近がそれぞれの業態で起こっていると考えられる。
- 4 資金取引が変化している一方で、大きな地公体、特に公募団体では、地方債の引き受けに証券会社等の参入が増え、全国的に収納業務にはコンビニや郵便局なども参加してきている。各々の取引ごとに採算を考えている主体が競合者となっていくなかでは、地公体とのすべての取引を総合的に考える指定金融機関をはじめとする地域金融機関は、取引の考え方を見直す時期にきているのかもしれない。地域的には資金取引も含め、強固な取引関係が継続しているところもあり、温度差が大きい問題ではあるが、経済金融環境や地公体、金融機関双方の直面する課題の変化に応じて、旧来の取引関係の見直し、再構築が必要となっていると考えられる。

目次

はじめに

- 1 指定金融機関とは
- 2 地域金融機関の動き
- 3 日本郵政公社とコンビニ
- 4 資金取引の変化
 - (1) 地方公共団体の動向

- (2) 地方銀行における資金取引
 - (3) 農協における資金取引
 - (4) 信金業界における資金取引
 - (5) 三業態における地公体との資金取引
- おわりに

はじめに

従来、地域金融機関と地方公共団体（以下「地公体」）は、非常に緊密な関係を構築し、地域金融機関は地公体を自らのイメージや信用力を維持し高めるための取引相手としても重要視してきた。地公体のメインバンクである指定金融機関に指定された地域金融機関は、他の顧客には無い、手数料無料の収納や支払、全額金融機関側のコスト負担での派出などの特典を提供してきた。

しかし、地公体や金融機関双方を取り巻く経済金融環境が変化するなかで、このような関係も少しずつ変化し始めている。地公体はペイオフ対策として預金保護のために、取引金融機関の財務経営内容のチェックを強化し、また一方で苦しい財政状況から、より効率的な資金調達運用へ取り組み始めている。金融機関側も高コストな経営体質の改善が急務となり、収益向上のために地公体取引も例外なく採算性が重視され

始めている。本稿では、地公体と地域金融機関との取引関係、特に指定金融機関業務についての変化、その背景を検討する。

1 指定金融機関とは

指定金融機関制度は、1963年（昭和38年）の法改正により1964年から導入された。指定金融機関^(注1)（以下「指定金」）とは、地公体における公金の収納支払事務を行うために、議会の議決を経て指定された金融機関であり、1地公体1金融機関となる。都道府県では指定金を置くことが義務となっているが、市町村では任意である。指定金は、指定代理金融機関、収納代理金融機関を総括する。指定代理金融機関とは、指定金の扱う公金の収納支払事務の一部を代理して行う機関であり、収納代理金融機関は、指定金の扱う公金収納の一部を代理するものである。ほかに、指定金を指定していない市町村で収納事務の一部を扱わせるために指定する収納事務取扱金融機関がある。

指定金に指定されている数が最も多い業

態は地方銀行（シェア56%）である。続いて農協（同23%）、都市銀行（同9%）、信用金庫（同8%）となっている。農協は町村レベルでの指定が多く、村では地方銀行を抜いて最も多くの団体から指定金に指定されている（第1表）。

市町村の指定金数の動向をみると、町、村で減少して市が大幅に増大しているが、

第1表 指定金融機関の業態別状況

(単位 各金融機関数)

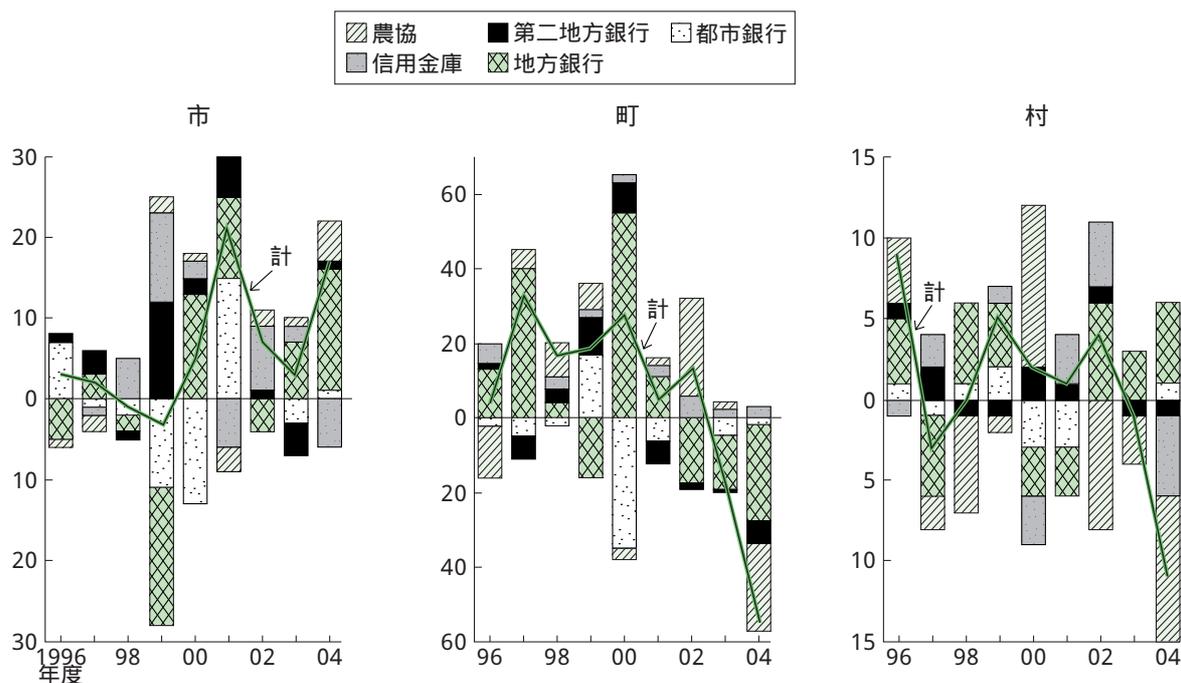
	都道府県	市	町	村	計
都市銀行	5	153	80	16	254
地方銀行	41	467	992	166	1,666
第二地方銀行	1	28	69	11	109
信用金庫	-	40	175	27	242
県信連・農協	-	30	432	229	691
その他	-	1	12	8	21
計	47	719	1,760	457	2,982

資料 農林中金調べ
 (注) 2004年6月時点。

これは市町村合併による市の数が増えていることを示していると考えられる（第1図）。業態別の指定金数の動きをみると、輪番制などもあり、単年度で判断をすることは難しいが、合併後の市町村の指定金には様々な変化が現れている。市においては、地方銀行と農協の指定金数が増えている。農協については町村という小さな地公体における指定金数が多かったが、これら町村が合併して大きくなった後の市でも指定金を獲得していると考えられる。このため市の指定金融機関の業態別割合において農協は上昇傾向にある。

(注1) ぎょうせい「地方財政小辞典」より。

第1図 指定金融機関数の増減



資料 農林中金調べ

2 地域金融機関の動き

第2表は、(社)地方銀行協会が公表した意見書の中に記載されている地公体取引の類型である。

従来の考え方であれば、指定金という看板を獲得することは、地域金融機関のステータスであり、公金の収納、支払にかかわる手数料は優遇され、全額金融機関側の負担で行員を市役所などに派出させていた。また、それらのコストは豊富な公金預金の運用、地方債の引受など資金取引の収益で相殺できると考えられていた。しかし、近年、役務取引の面で取引内容の見直しが始まっている。

第2表 地公体取引の類型

取引	業務の範囲	内容	
役務取引	指定金契約に基づく業務	収納	窓口
			口座振替
		支払	振込
			現金支払
資金取引	指定金契約外業務	派出	
		集配金, 両替, 現金袋詰め等	
		預貸金取引	
		地方債(証書, 証券)引受	

資料 (社)全国地方銀行協会『地方公共団体とのお取引の維持・発展にむけて』(2004年1月)

第3表 地方銀行協会の動き

2000年2月	非公募地方債の時価評価に関する要望書
6	「今後の地方公共団体との取引のあり方」
12	「地方公共団体との取引改善等に関する実態アンケート」
03. 9	「地方公共団体関係団体」への要望書
04. 1	「地方公共団体とのお取引の維持・発展に向けて」意見書
8	「地方公共団体関係団体および総務省」への要望書

資料 地方銀行協会ホームページ

最も多くの地公体の指定金業務を行っている地方銀行では、業界をあげて地公体取引の採算性改善への働きかけを行っている。地方銀行協会が指定金業務についての考え方を初めて公表したのは2000年6月である(第3表)。この背景には、98年の地方財政危機にみるような地公体の財政悪化があるとされる。資金取引に入札等が導入されると、指定金は旧来の資金取引の収益で役務取引のコストと相殺するという総合採算的取引が不可能になった。協会の指摘を要約すると、収納・支払以外の業務も指定金の業務のように同列に扱われている、公金預金、地方債引受などが入札等になるなかで、資金収支においてを吸収できるほど収益面で貢献していない、郵便局、コンビニ収納では、手数料が支払われており、同じ業務なのに公平ではない、となる。

04年8月の要望書の中では、協会加盟の64銀行が指定金となっている地公体は1,674団体で、窓口収納は年間取り扱い数の4割強(2億1,200万件)、年間1,000億円を超える負担をしていると推計している。

各地方銀行は協会の動きを参考に、個別に各地公体とコスト負担の交渉を行っている。各地域の動きを新聞報道等により概観すると以下のようなになる。

静岡県の指定金である静岡銀行は03年度から一人につき年間100万円の行員派出経費の負担、05年度からは窓口収納の有料化を

実現した。

山形県の指定金である山形銀行では、03年度から高校授業料、04年度から県営住宅使用料で口座振込手数料1件10円の有料化を達成した。石川県の指定金である北國銀行では、04年度から県立中央病院への職員3人の派遣に対し一人あたり100万円の有料化が実現している。

北海道では、北洋銀行（第二地方銀行）が02年度から道内4か所（1市役所、3病院）で派出業務の有料化（計400万円）を実現した。03年度からは函館市との間で、出納事務取扱手数料として予算化が行われており、05年度は1,990万円が計上されている。

北海道内での取組みは全国的にみても早くから報道等で紹介されることが多かった。北海道は97年11月に北海道拓殖銀行（以下「拓銀」）の破綻を経験し、それまで多くの地公体の指定金を担ってきた同行の破綻の影響は非常に大きいものであったと推察される。第4表は97年と99年の6月時点の北海道内の業態別指定金数の状況である。拓銀の属する都市銀行の指定数がゼロ

第4表 北海道内における業態別指定金数

（単位 指定金数）

		総数	都市銀行	地方銀行	第二地銀	信用金庫	農協	その他
市	1997年	34	24	1	2	7	-	-
	99	34	-	1	16	17	-	-
町	97	148	18	18	11	92	7	2
	99	147	-	18	21	99	7	2
村	97	15	-	-	-	13	2	-
	99	15	-	-	-	13	2	-
計	97	197	42	19	13	112	9	2
	99	196	-	19	37	129	9	2

資料 農林中金調べ
（注）各年6月時点の数値。

になり、北洋銀行、札幌銀行の属する第二地銀で13団体から37団体（道内シェア19%に）、信用金庫で112団体から129団体（同66%へ）となっている。長い間、地域の地公体の指定金として独占的安定的な存在であった拓銀の破綻により、指定金の担い手が第二地銀と信用金庫にシフトしたことが読み取れる。拓銀から引き継いだ北洋銀行に指定金がシフトしただけではなく、信金業界が指定金獲得に積極的に取り組んだことが推察されよう。

このようななか、拓銀の破綻により道と政令市である札幌市の指定金を引き継いだ北洋銀行において、地公体取引の見直しへの動きは非常に早かったことが指摘できる。同行にとって、年間で大きな資金変動がある公金預金と地公体向け貸出、さらに広大な北海道での収納、支払の負担は大きく、指定金業務の採算性向上は大きな課題であったと考えられる。

同地区で最も多く指定金に指定されている信金業界でも、02年11月に信金の地区協会である北海道信用金庫協会によって地公体取引の振込手数料等の有料化に対する要望書が公表され、これを機に各信用金庫が地公体との指定金業務の再考を始めている。同協会は02年以降、毎年同様の要望を行っており、全国の信用金庫の動きをみても、地区協会でこのような取組みをみせているのは北海道地区だけである。これには、指定金に指定されている信用金庫を非常に多く抱えているという同地区特有の事情がある。北洋銀行には遅れる形となっている

が、道内地域の指定金を担う金融機関が、旧来の取引慣行を見直し、各々のコスト分析をもとに取引ごとの採算性を重視した動きが顕著になっていると言える。

3 日本郵政公社とコンビニ

地方銀行協会の指摘のように、民間金融機関以外に日本郵政公社およびコンビニでも税金収納等が可能である。

日本郵政公社の場合、地方自治法施行令第168条によると、指定金融機関及び指定代理金融機関にはなれず、収納代理金融機関と収納事務取扱金融機関になることができる。04年6月時点において、約500団体の収納代理金融機関となっている。郵便振替法に基づく郵便局での収納は、手数料支払が前提となっているため、各地公体は郵便局に当初より手数料を支払ってきた。

コンビニ等（私人）における地方税の収納は、2003年（平成15年）4月の地方自治法施行令第158条等の改正により可能になった。

地公体から支払われる手数料には、上記と民間金融機関、特に指定金との間には大きな差があるようである。例えば、05年度から窓口収納の手数料支払を開始した静岡県では、指定金融機関である静岡銀行に31.5円（1件当たり）支払（04年度までは無料）、コンビニには63円（自動車税、1件当たり）を支払っている。各種税金や利用料、口座振替、窓口収納等の種類・支払方法、あるいは地公体によって支払手数料体系は

様々であるが、窓口収納を例にするとコンビニには1件当たり50円～60円程度、郵便局では帳票の種類によって異なるが、30円あるいは20円＋払込総額による出来高払いなど、指定金では無料あるいは郵便局よりも低額な手数料が支払われているのが一般的のようである。24時間体制のコンビニとは単純に比較できない面もあるが、民間の金融機関と郵便局の間の差は、双方のコスト構造の差というよりも、他の取引を前提にした民間金融機関と地公体の関係と、収納という取引だけをみた郵便局との関係との差から生じていると言える。郵政民営化後の郵便局については、地域金融機関として大きな役割を担う可能性もあり、地公体取引の担い手としてもその動向は非常に注目される。

4 資金取引の変化

ここで、地公体と地域金融機関との資金取引の変化を量的側面から検討する。

（1）地公体の動向

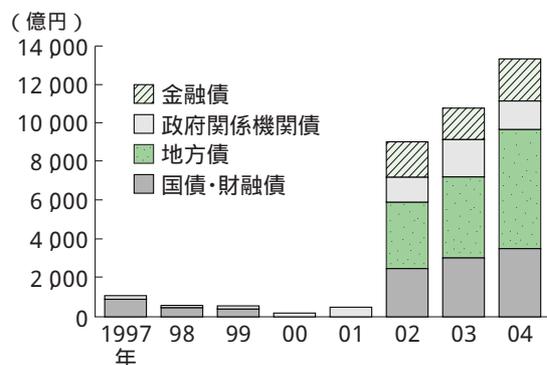
第2図から地公体の現金預金は00年をピークに減少傾向にあることがわかる。民間金融機関からの借入は99,00年度と減少し、その後増大、03年度には若干減少したものの04年度は前年度に比べ、1兆円強増大している。地方債は03年度に前年度に比べ約1.8兆円減少した。これは90年度以降初めての減少であった。地公体の債券保有状況を見ると、02年度から急増していることが

第2図 地公体の現預金と借入



資料 日銀「資金循環統計」より作成

第3図 地公体の保有債券



資料 第2図に同じ

分かり、特に地方債の保有額が増え、01年度にはほぼゼロであったものの、02年度には3,530億円、04年度には6,204億円となっている（第3図）。現金預金の保有額は04年度約18兆円であり、地公体は預貯金中心の運用であることは変わらないが、ペイオフ本格実施を機に債券に動き始めたことが見て取れる。

地公体の借入は、地方債の発行と民間金融機関からの借入以外に、政府、公営公庫からの公的資金借入があり、これは04年度末で約97.5兆円にのぼる。この額は民間の借入と地方債発行の総額を上回っている。

また、地方債残高においても郵貯簡保および地公体自身の保有分が含まれており、地公体の民間からの資金調達^(注2)は総額の3割強と推測される。

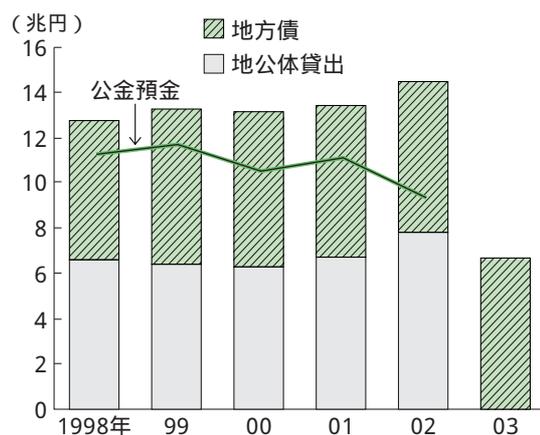
(注2) 丹羽由夏(2003)「地方債市場の変遷と今後」『総研レポート』4月

(2) 地方銀行における資金取引

地方銀行の地公体との資金取引をみると、公金預金は減少傾向にあり、地方債保有は99年度をピークに減少している。他方で、貸出金は増加している。これにより、公金預金の残高と地公体貸金の残高との差が縮小していることが見て取れる（第4図）。

公金預金を定期性預金と要求払い預金とに分けてみたものが、第5、6図である。年度内の変動をみると、納税期および交付税の交付期である6月末に要求払い預金の残高が最大になっていることがわかる。定

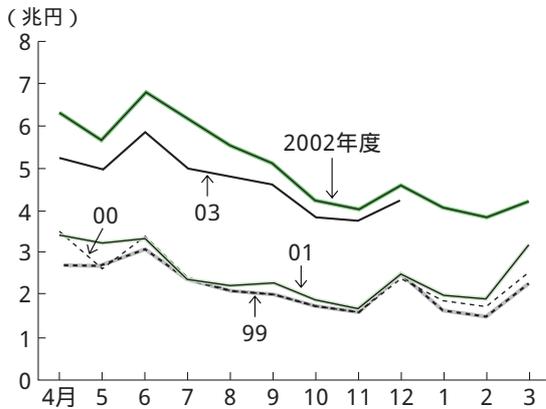
第4図 地方銀行にみる資金取引



資料 日銀ホームページ

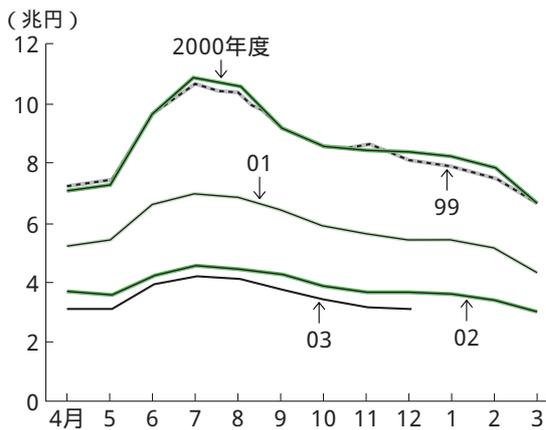
(注)1 公金預金には、国からの預金である政府関係預り金と、地方公共団体、地方公営企業(地方公営企業法の適用を受けるもの)および5公団(日本道路、首都高速道路、石油、阪神高速道路、本州四国連絡橋)が含まれるが、近似値として代替。
2 統計データの更新が終了したため、2003年度末の地公体貸出および公金預金の残高は不明。

第5図 要求払い預金の年度内変動



資料 日銀ホームページ

第6図 定期性預金の年度内変動



資料 第5図に同じ

定期性預金は7月にピークを迎え、年度末及び年初に最小となる。^(注3) 他方で、貸出金は年度末に最大となっている。

(注3) 岩淵道洋(2001)「地方公共団体の歳計現金残高推移と一時借入」『組合金融』夏号

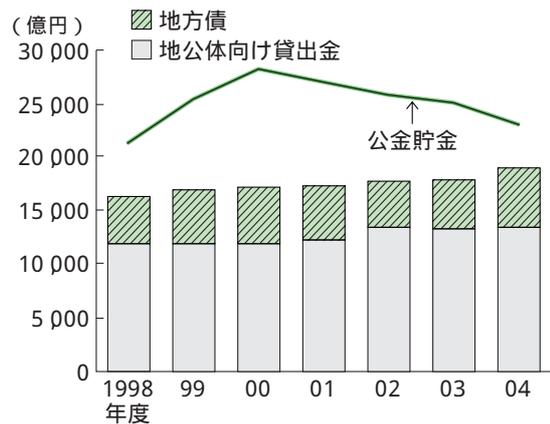
(3) 農協における資金取引

農協における公金貯金は減少傾向、地公体向け貸出は増加傾向にある(第7図)。他業態と比較すると、公金貯金が貸出額を大きく上回っている。これは、農協は町村

レベルの指定金に指定されている場合が多く、財政規模の小さい町村では地方債は政府資金に引き受けられている割合が高いため、公金貯金の額が民間借入に比べ相対的に大きいなどの理由が推察できる。

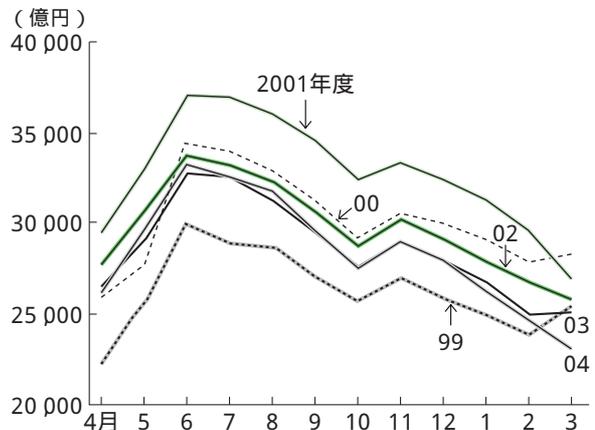
但し、公金貯金の年度内変動は年々大きくなってきており、公金貯金が安定的調達資金とは言い難くなってきている(第8図)。

第7図 農協にみる資金取引



資料 農協残高試算表

第8図 農協の公金貯金の年度内変動



資料 第7図に同じ

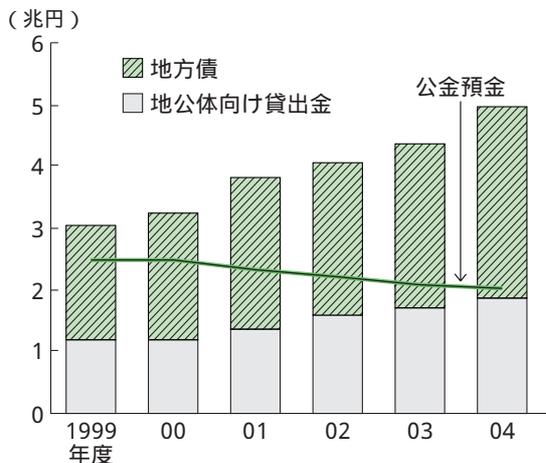
(4) 信金業界における資金取引

信用金庫における公金預金は他業態と同様、減少傾向にあり、地公体向けの貸出と地方債運用はともに増大している（第9図）。特に地方債保有額が急増している背景には、運用難から、プライマリーよりもセカンダリーで購入している地方債が多いと推測される。

公金預金の要求払い預金についてみると、02年4月のペイオフ一部実施により、残高が格段に増えている。01年度の状況を見ると、特に3月に資金シフトを行ったことが顕著に見て取れる（第10図）。要求払い預金の99～01年度（02年3月を除く）の年間の最大差（「最大残高」-「最小残高」）は2,000億円弱レベルであるのに対し、4,500億円規模になっており、年間の変動が大きくなっていると言える。

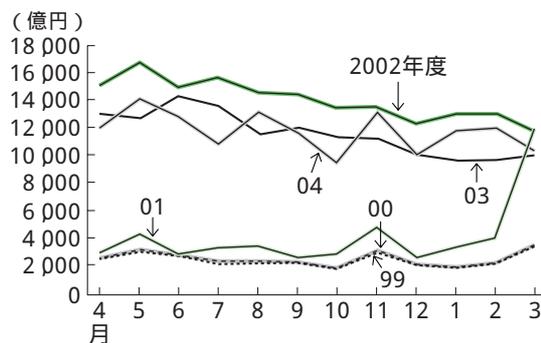
信金業界での地公体向け貸出金は、地銀業界と同様に年度末に最大となっている。特に01年度末には急激に増加したが、これ

第9図 信用金庫にみる資金取引



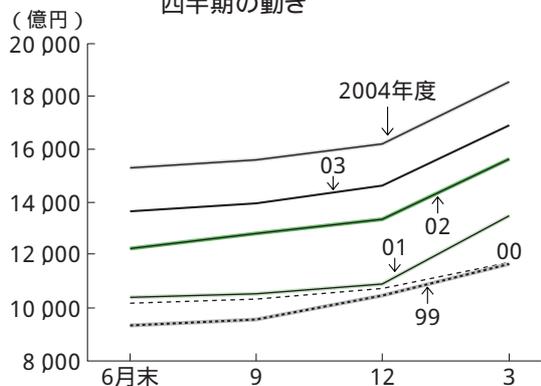
資料 信中金総合研究所ホームページ

第10図 信用金庫の要求払い預金の動向



資料 第9図に同じ

第11図 信用金庫の地公体向け貸出金の四半期の動き



資料 第9図に同じ

はペイオフ対策として公金預金と相殺できるローン形態に地公体側がシフトさせたことによると考えられる。

(5) 三業態における地公体との資金取引

地公体との資金取引において、公金預金が減少することは金融機関にとっての調達資金が減少することを意味している。また、定期性預金から要求払い預金に移り、さらに年度内の変動も非常に大きくなっており、以前より安定的な資金ではなくなったことが考えられる。預金保険料の違い（決済用、特定預金の方が保険料は高い）も金融機関側の負担になる可能性がある。
(注4)

民間金融機関から地公体への長短貸出は、地公体側からみると、銀行等引受債（証券形式）と一時借入を合算したものであるが、三業態共通して年度末である3月末に最大となっていた。貸出金残高は、年々どの業態も増加している。貸出金残高の増大は、財政悪化の背景から地公体の借入が増えた点と、ペイオフ対策による公金預金保護の立場から、地公体が地方債を証券から公金預金と相殺しやすい証券へシフトさせたことが要因と考えられる。同様に、預金の減少も財政悪化による取り崩しとペイオフ対策のための運用の多様化（債券投資へのシフトや複数機関への分散）が指摘でき、財政悪化とペイオフ対策により貸出金残高と公金預金残高の接近がそれぞれの業態で起こっていると考えられる。

金融機関の保有する地方債は、市場公募債や銀行等引受債（証券形式）をプライマリーで引き受けたもの、セカンダリーで購入したものとに分けることができる。都道府県や政令市レベルの大きな団体の地方債引受シ団のメンバーとなっている地域金融機関は、で引き受けた地方債を売却せず、そのまま保有しつづける場合も多い。信金業界などは、地域にもよるが、よりもの余資運用としての地方債運用額が大きいと推察できる。

（注4）預金保険料率は、決済用預金が0.115%、一般預金等は0.083%。03、04年度は、「特定預金」（当座・普通・別段預金）が「決済用預金」とみなされて全額保護され、「その他預金等」（特定預金以外の預金等）が「一般預金等」として定額保護された。

おわりに

本稿後半において、資金取引を量的側面から紹介したが、収益性を検討するには限界がある。しかし、旧来の資金取引とは異なった状況におかれつつあることは理解できよう。さらに、公募団体などでは、地方債の引受に証券会社等の参入が増え、全国的に収納業務にはコンビニや郵便局なども参加してきている。各々の取引ごとに採算を考えている主体が競合者となるなかでは、地公体とのすべての取引を総合的に考える指定金をはじめとする地域金融機関は、取引の考え方を見直す時期にきているのかもしれない。

また、不良債権処理が一段落してきたとはいえ、厳しい経済金融環境のなかで収益性を追求するためには、金融機関側のコスト意識が強く取引行動に影響していくことは当然であろう。現在、金融機関は店舗網の再構築により、一律のフルバンキング大型店舗から機能別店舗や小型店舗へとシフトし、共同店舗の導入も試みられている。さらにネットなどの低コストチャネルも積極的に活用されている。このような状況のなかで、地公体との取引も例外ではなく、取引コストの軽減が大きな課題となっている。特に、収納や支払業務に関しては、マルチペイメントネットワークやクレジットカードでの税金支払など効率化、省力化への多くの新しい仕組みが出てきており、双方の負担を軽減する意味でも、積極的な取

組みが期待される。

現実には地域金融機関のなかでも、収支の上での採算性だけでなく、指定金としてのPR効果等のメリットを重視しているところもある。指定金という看板をどのように判断するのが金融機関の経営課題として残っている。また、非公募団体のなかでは、資金取引においても、強固な取引関係が継続している地域もあり、地域的な温度

差が大きい問題である。

いずれにせよ、地域金融機関にとって、その地域からの離脱は不可能であり、地公体が重要な取引先であることは言うまでもない。そのなかで経済金融環境や、地公体、金融機関双方の直面する課題の変化に応じた、旧来の取引関係の見直し、再構築が必要となっているのであろう。

(副主任研究員 丹羽由夏・たんばゆか)

